

## 報告第9号

### 成人年齢引き下げ後の成人式の在り方について

民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられた後の成人式の在り方について、大野市及び大野市教育委員会の方針を次のとおりとするので報告する。

#### 記

##### 1 方針

- (1) 令和4年度以降の成人式については、当該年度中に20歳に達する人に対して行う。
- (2) 式典の名称は、「20歳のつどい（仮）」等の別名称に変更する。
- (3) 18歳の成人に対しては、成人としての自覚を促すために、市長のメッセージとともに、社会教育に関するパンフレット等を送付することを検討する。

令和2年9月28日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

# 成人年齢引き下げ後の成人式の在り方に関する方針

## 1 はじめに

平成30年6月民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、令和4年4月1日から民法（明治29年法律第89号）の定める成年年齢が18歳に引き下げられることとなった。これにより、18歳の若年者は、契約を締結する判断能力を有する主体として位置づけられるとともに、親権に服さないことになり、親権者による監護・教育の下から離脱することになる。

一方で、成人式については、その実施の具体的な法律が定められているわけではなく、その対象年齢を何歳とするか等については、地方公共団体の判断で決定される。

## 2 方針

成人年齢引き下げ後の成人式の在り方について、次のとおりとする。

- (1) 令和4年度以降の成人式については、当該年度中に20歳に達する人に対して行う。
- (2) 式典の名称は、「20歳のつどい（仮）」等の別名称に変更する。
- (3) 18歳の成人に対しては、成人としての自覚を促すために、市長のメッセージとともに、社会教育に関するパンフレット等を送付することを検討する。

## 3 成人式の対象年齢を20歳とする主な理由

- (1) 18歳は受験や就職準備等、将来に関わる大切な時期と重なるため、進学や就職を控えている新成人や保護者に負担がかかる恐れがあること。
- (2) 大野市では、その年の新成人で実行委員会を設置し、市と協働して成人式の企画運営を行っているため、18歳より20歳の人の方が参加しやすいこと。
- (3) 飲酒、喫煙等の年齢制限は20歳のままであるため、法律上の制限がなくなる20歳時に改めて成人としての自覚を促すため。
- (4) 20歳を対象に行い、県外へ進学した人が大野へ帰省するよい機会となるため、大野の魅力を再認識する契機となること。
- (5) 世論調査や日本財団が実施した意識調査によると、「成人式を行うのにふさわしい年齢は」の問いに対して「20歳」と回答した人が7割弱となっており、20歳での成人式が社会慣習として根付いていること。

## 4 今後の対応について

- (1) 市民への周知として、広報おおの、ホームページへの掲載、記者会見等を行う。
- (2) 式典の名称については、今後検討する。
- (3) 18歳の成人に対しては、成人としての自覚を促すための教育を検討する。

# 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

## 法律の要点

### 1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

→ いずれも20歳から18歳に引き下げ  
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

### 2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳

→ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ  
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

### 3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響  
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

令和4  
平成34年4月1日から施行

## 従前の経緯

### 平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

### 平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

### 平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

### 平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施

## 成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

### 18歳に変わるもの

#### 改正が必要なもの(「二十歳」などと規定)

- 登録水先人養成施設等の講師(水先法)
- 帰化の要件(国籍法)
- 社会福祉主事資格(社会福祉法)
- 登録海技免許講習実施機関等の講師(船舶職員及び小型船舶操縦者法)
- 登録電子通信移行講習実施機関の講師(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律)
- 10年用一般旅券の取得(旅券法)
- 性別の取扱いの変更の審判(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律)
- 人権擁護委員・民生委員資格(公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号))

#### 改正が不要なもの(「未成年者」などと規定)

- 分籍(戸籍法)
- 公認会計士資格(公認会計士法)
- 医師免許(医師法)
- 歯科医師免許(歯科医師法)
- 獣医師免許(獣医師法)
- 司法書士資格(司法書士法)
- 土地家屋調査士資格(土地家屋調査士法)
- 行政書士資格(行政書士法)
- 薬剤師免許(薬剤師法)
- 社会保険労務士資格(社会保険労務士法) 等約130法律

### 20歳が維持されるもの

#### 改正が必要なもの(「未成年」などと規定)

- 養子をとることができる者の年齢(民法)
- 喫煙年齢(未成年者喫煙禁止法:題名を改正)
- 飲酒年齢(未成年者飲酒禁止法:題名を改正)
- 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等(児童福祉法)
- 勝馬投票券の購入年齢(競馬法)
- 勝者投票券の購入年齢(自転車競技法)
- 勝車投票券の購入年齢(小型自動車競走法)
- 勝舟投票券の購入年齢(モーターボート競走法)
- アルコール健康障害の定義(アルコール健康障害対策基本法)

#### 改正が不要なもの(「二十歳」などと規定)

- 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢(児童福祉法)
- 船長及び機関長の年齢(船舶職員及び小型船舶操縦者法)
- 猟銃の所持の許可(銃砲刀剣類所持等取締法)
- 国民年金の被保険者資格(国民年金法)
- 大型、中型免許等(道路交通法)
- 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)
- 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) 等約20法律

※ そのほか、恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号)、児童虐待の防止等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等についても規定の整理を行った。

他市の状況

市町名		在り方の決定時期(予定)	対象年齢の方向性
1	福井市	令和2年9月頃	20歳
2	敦賀市	未定	20歳
3	小浜市	未定	20歳
4	勝山市	令和2年12月頃	20歳
5	鯖江市	令和3年度前半	20歳
6	あわら市	令和3年度後半	未定
7	越前市	令和2年度中	未定
8	坂井市	未定	未定
9	永平寺町	令和3年度後半	未定
10	池田町	令和3年度後半	20歳
11	南越前町	未定	20歳
12	越前町	未定	未定
13	美浜町	未定	未定
14	高浜町	令和2年度中	20歳
15	おおい町	令和2年10月頃	20歳
16	若狭町	未定	未定